憲法記念日市長表彰候補者選考等に関する内規

平成4年1月1日 秘書内規 第1号

(目的)

1 この内規は、豊中市市民表彰等に関する規程(平成4年豊中市規程 第1号 以下「規程」という。)に基づき、憲法記念日市長表彰候補者(以下「候補者」 という。)の選考等について必要な事項を定めるものとする。

(表彰の区分)

- 2 規程第2条に規定する「市政の振興等に顕著な功績のあった」個人又は団体を 「産業功労者(又は団体)」又は「公共関係功労者(又は団体)」として表彰す る。
- 2. 「産業功労者(又は団体)」とは、地域産業の振興を図るとともに、市民生活の向上発展に貢献し、その功績が顕著な者をいう。
- 3. 「公共関係功労者 (又は団体)」とは、次の各号に掲げる者をいう。
 - (1) 市政協力功労関係 納税等市政に積極的に協力し、他の模範となる者
 - (2) 社会福祉功労関係 民生、社会福祉事業に貢献し、その功績が顕著な者
 - (3) 教育·文化功労関係

教育、文化、芸術、スポーツ等の普及向上、青少年活動、国際交流活動 等に貢献し、その功績が顕著な者

- (4) その他市政功労関係
 - ①環境、保健衛生、防災等に関し、その功績が顕著な者
 - ②その他自治会活動、まちづくり活動等、地域社会の振興発展に貢献し、 その功績が顕著な者
- 3 規程第2条に規定する「市民の模範となるすぐれた善行若しくは市にとって栄養となる功績のあった」者を「特別功労者」として表彰する。

(選考の方針)

4 候補者の選考は、規程第2条に規定する個人等(本市を主たる活動の基盤としている者を含む。)について、別表「憲法記念日市長表彰候補者選考基準」に該当する者の中から行う。

2. 前項の規定により選考する者の数は、予算の範囲内においてその都度別に定める。

(表彰の手続等)

- 5 各部局等の長は、規程第2条の規定に該当すると認められる者があるときは、 次に定める書類を整備のうえ、都市経営部長を経て市長に内申するものとする。
 - (1) 内申書(別記様式第1号)
 - (2) 審查表 (個人…別記様式第2号 団体…別記様式第3号)
 - (3) 定款、規約、役員名簿等
 - (4) その他の参考資料
 - 2. 各部局等の長は、前項の規定により内申した事項に異動があったときは、 速やかにその旨を都市経営部長に報告するものとする。

(審査会の設置と所掌事務)

6 規程第3条第1号に規定する表彰の適正を期するため、憲法記念日市長表彰 審査会(以下「審査会」という。)を置き、候補者についての審査を行い、その 結果を市長に報告するものとする。

(審査会の組織)

- 7 審査会は、会長、副会長及び次に掲げる職にある者並びに内申をした部長を委員としてこれを組織する。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この他に臨時委員を置くことができる。
 - ① 副市長
 - ②教育長
 - ③病院事業管理者
 - ④上下水道事業管理者
 - ⑤都市経営部長
 - ⑥財務部長
- 会長及び副会長は、副市長の職にある者をもって充てる。
 この場合において会長となる者は、都市経営部を担当する副市長とする。
- 3. 会長は、審査会を招集し、会務を総理する。
- 4. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

5. 会長及び副会長共に事故あるときは、会長のあらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

(審査会の庶務)

8 審査会の庶務は、秘書課において行う。

(補則)

9 この内規に定めるもののほか、表彰の実施のための手続きその他この内規の実施に関し必要な事項は、都市経営部長が定める。

沿革 昭和55年4月1日実施要項制定

平成3年5月7日 同 改正

平成4年1月1日 同 廃止

附則 この内規は平成4年1月1日から施行する。

この内規は平成11年4月12日から施行する。

この内規は平成19年4月1日から施行する。

この内規は平成20年1月28日から施行する。

この内規は平成20年4月1日から施行する。

この内規は平成23年4月1日から施行する。

この内規は平成24年4月2日から施行する。

この内規は平成31年4月1日から施行する。